

## 新潟市役所 セキュリティセミナー

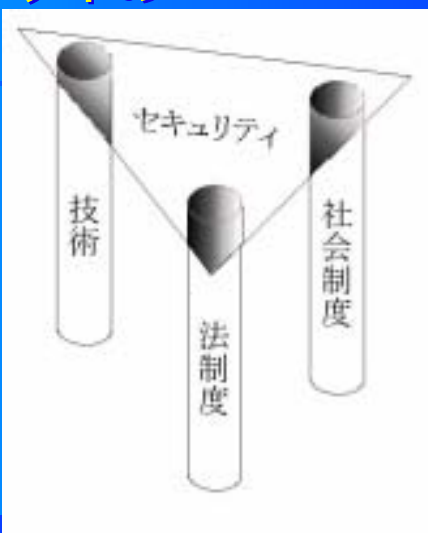
2002/10/29.30

新潟大学法学部 須川寛洋  
masahiro@jura.niigata-u.ac.jp

## このプレゼンシートの置き場所

- <http://www.jura.niigata-u.ac.jp/masahiro/works/niigatacity/secsemi.pdf>

## セキュリティの 概念図



作図 :SUGAWA

## まず最初に、 既存の概念の転換を

- 事務処理、予算、人事
  - ▶ 保険金、訴訟費用の確保
- 金ケチるな！
- アウトソーシングの意味を誤解しないように！
  - ▶ 100%の丸投げではない

## OECD「情報セキュリティ ガイドライン」(2002年7月25日改訂)

- (1)認識原則
- (2)責任原則
- (3)応答原則
- (4)倫理原則
- (5)民主主義原則
- (6)リスク評価原則
- (7)セキュリティ設計及び実施原則
- (8)セキュリティマネジメント原則
- (9)再評価原則

## セキュリティ・ポリシー

- 「情報管理」の管理が必要
  - ▶ そのための基準

## セキュリティポリシー

- BS7799 から ISO17799へ
  - ▶ 日本ではNTT DoCoMoなどが既に取得
- いかにローカライズするか！

## セキュリティポリシー

- 何を守るか → 何を切り捨てるか
- 大事なことは再評価

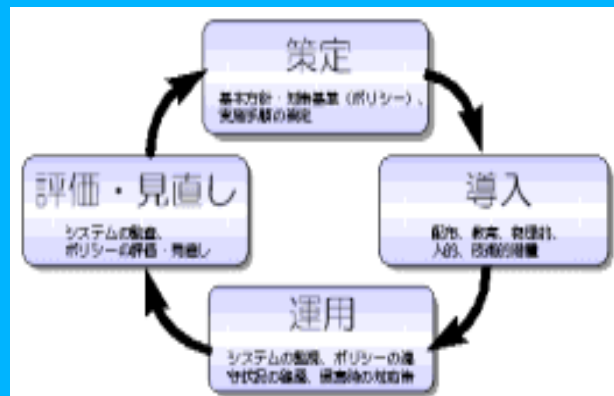


図1：情報セキュリティポリシーの実施サイクル

「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」  
情報セキュリティ対策推進会議（2000年7月18日）より

## \*\*法

- 情報法、ネットワーク法、サイバー法などという法律は存在しない
- 横断的に統括する基本法がない
- 故に諸法の組み合わせになる。
  - ▶ 憲法、民法、刑法、著作権法、不正競争防止法などなど

## コンピュータ犯罪

- コンピュータ犯罪
- ハイテク犯罪・・・警察用語
- ネットワーク犯罪
- サイバーテロ
  - ▶ ネットワークというライフラインへの攻撃

## コンピュータ犯罪

- 1987（昭和62）年改正の刑法にて対応
  - ▶ その他、不正競争防止法、著作権法などでも一部定義

## 現行 刑法

- 第161条の2 (電磁的記録不正作出及び供用)
  - ▶ 第161条 (偽造私文書等行使)
- 第234条の2 (電子計算機損壊等業務妨害)
  - ▶ 第234条 (威力業務妨害)
- 第246条の2 (電子計算機使用詐欺)
  - ▶ 第246条 (詐欺)
- 第258条 (公用文書等毀棄), 第259条 (私用文書等毀棄)
  - ▶ 電磁的記録も追加

## これだと

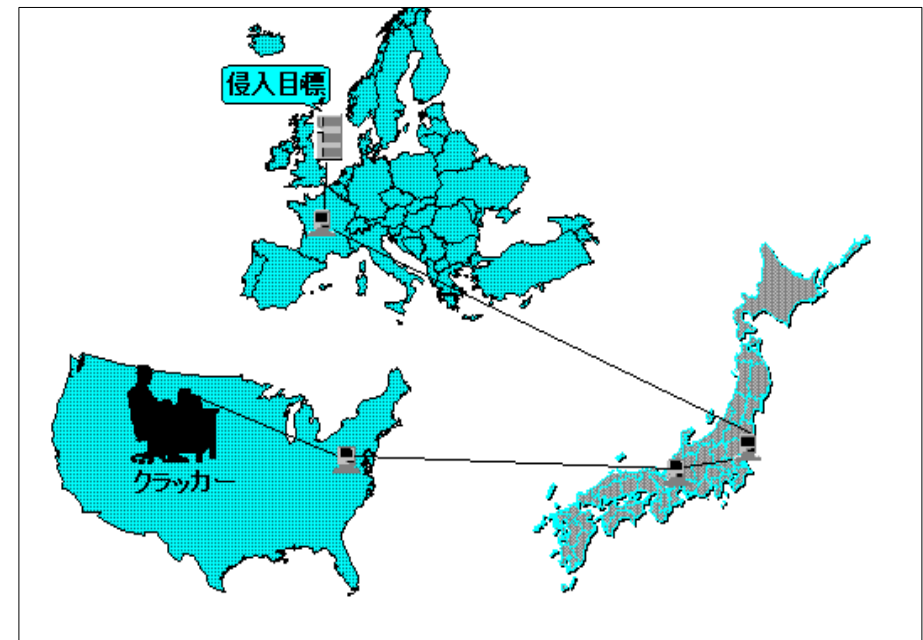
- コンピュータ情報の不正入手・漏示
- コンピュータの無権限使用
  - ▶ に対処できないとして
- 「不正アクセス禁止法」制定へ (1999年)

## 不正アクセスとは

- 何らかの手段で入手した他人のID, パスワードを使ったり、コンピュータのシステム上の欠陥を利用して、自分が本来使えるはずのないコンピュータを利用すること。



コンピュータの中を覗き、有益な情報を見つけ、その情報を内部にのこしたまま、外部にコピーを持ち出すことが可能。



## 不正アクセス禁止法(2000年)

- 不正アクセス行為の禁止
  - ▶ 1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
- ID・Passwordの外部提供の禁止
  - ▶ 30万円以下の罰金
- ポートスキャンは対象外
  - ▶ 犯罪の準備行為を取り締まることができない

## サイバー犯罪条約(2001年11月23日署名)

- コンピュータセキュリティ犯罪
- コンピュータ関連犯罪(偽造・詐欺)
- コンテンツ関連犯罪(チャイルドポルノ)
- 知的財産権関連犯罪

## サイバー犯罪条約

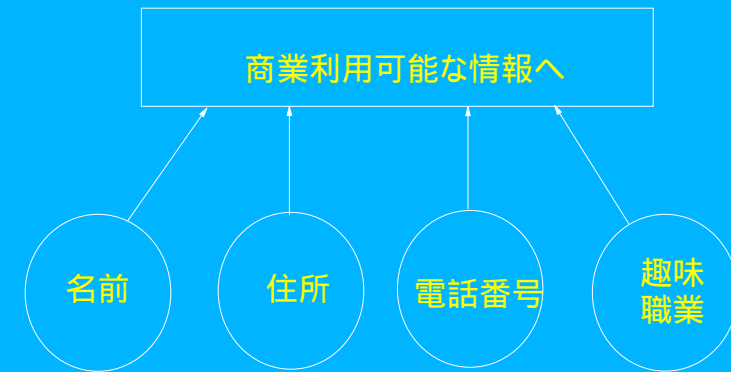
- 各国実体法の整備・ハーモナイゼーション
- 手続(捜査)規定および管轄規定の整備
- 迅速かつ効果的な国際協力システムの構築

## 個人情報保護

- 情報漏洩を防ぐには？

## 個人情報保護

- データベースの時代になり、情報の横断的検索が可能に
- 意味のない数カ所の情報を束ねることにより、価値ある情報に
- そのような時代に情報をどう保護するか？



## 情報漏洩

- 殆どが内部者犯行
  - ▶ 内部者とは
- 正規職員だけでなく、パート職員、退職者、外注先、ヤクルトおばさん、上司の愛人をも含む
- 外注先(特に孫請け)など要注意

## 宇治市個人情報漏洩事件

- 2001年2月23日 京都地判
- 裁判所は市の使用者責任として一人あたり1万5000円の損害賠償の支払いを命じた。

## OECD「個人情報保護8原則」 (1980年)

- (1)収集制限の原則
- (2)データの正確性の原則
- (3)目的明確化の原則
- (4)利用制限の原則
- (5)安全保護の原則
- (6)公開の原則
- (7)個人参加の原則
- (8)責任の原則

## (7)個人参加の原則

- 自己の間違った情報を直ちに修正できる権利を保障することが大事

## 守秘義務違反

- 地方公務員法34条, 60条
- 1年以下の懲役又は3万円以下の罰金

## 基本的なことが一番大切

- パスワードは絶対に教えない！
  - ▶ たとえ上司や配偶者であっても
- 付箋紙で画面の前に張っておくなんてもってのほか！
- 自分だけという考え方はダメ！
  - ▶ 一番防御の薄いところがねられる。

## 自分のマシンは自分で守ろう！

- 防御用ソフトの導入
  - ▶ 個人用のファイアウォール、対ウィルスソフト
    - OSの多機能化によりサーバーとクライアントと区別がなくなった
- 日々のメンテナンスをかかさずに！
  - ▶ セキュリティホールを埋める
- 自信のない人は使うな！

- 知的所有権→知的財産権→知的財産法制

## intellectual property

今回は **著作権** を中心に

## 表現とアイデア

- |          |         |
|----------|---------|
| ■ 表現     | ■ アイディア |
| ▶ 著作権で保護 | ▶ 特許で保護 |

## 著作権

- 著作権 = Author's Right
- 基本的に使えるのは、自身の作品だけ
- 対象となるのは、思想・感情を表現したものだけ
- 単なる「事実」や「数値」などは保護の対象外

## 最近の改正

- 公衆送信権・送信可能化権 1997年
- 技術的保護手段の回避の禁止 1999年

## 著作権で誤解されやすいところ

## 引用

- 引用には許可はいらない
- ただしそれなりの条件はある
  - ▶ 正当性
  - ▶ 主従関係
  - ▶ 分量 など

## 行政事務上の利用は？

- 著作権法42条
- (裁判手続等における複製) 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

## 教育目的の複製

- 可能なのは「複製」だけ
- できるのは先生だけ
  - ▶ 行政官によるコピーは対象外
- 作者の経済的利益を侵害しない範囲で
  - ▶ ドリル・ワークブックなどは不可

## 罰則

- 著作権法119条
- 三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金

## ソフトウェアの違法コピーに関する損害賠償 実例

- 東京地判 平成13年5月16日
- 専門学校の東京リーガルマインド(LEC)に対して、8,472万400円の損害賠償支払命令

## 現在係争中

- 2002年9月3日
- 東京コンピュータ専門学校などに対して、MS社などが計5億7千万円を請求

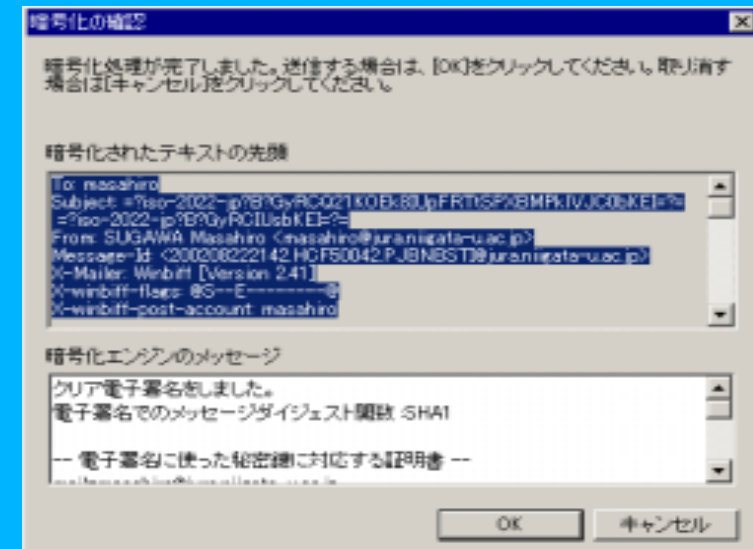
## その他のサイバー法的問題

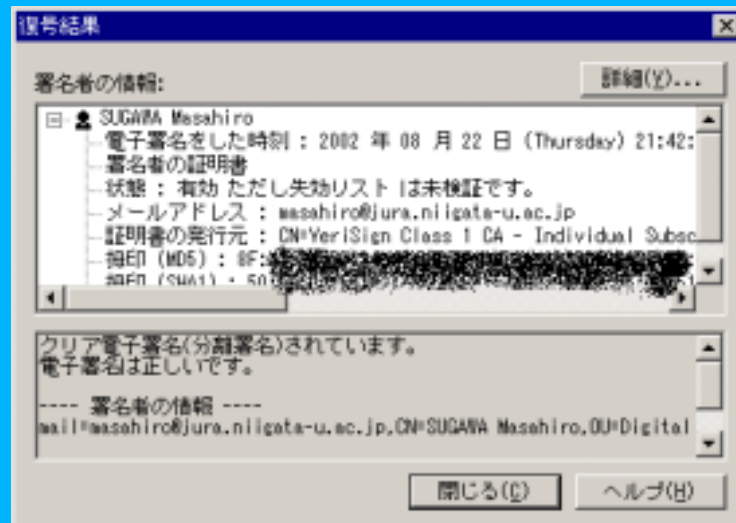
## プロバイダー責任法

- 正確には「プロバイダー責任制限法」
- 「特定電気通信役務提供者」には掲示板管理者も含まれる
- (社)テレコムサービス協会にガイドラインあり
  - ▶ [http://www.telesa.or.jp/01provider/index\\_provider.html](http://www.telesa.or.jp/01provider/index_provider.html)

## 電子署名法

- 要は、電子署名にも印鑑と同じ効力を認めるというもの





## 最後に

- サイバー空間もリアル空間も同じ
- セキュリティに特別なことはない
  - ▶ 集積されたノウ・ハウの利用を！
- 日常生活でも普通に注意を払っていれば多くの事故が防げる
  - ▶ サイバー空間でも同様